

主任児童委員推薦基準

児童福祉法第 16 条、民生委員法第 10 条の規定により、主任児童委員を改選するにあたり、適任者を選任できるよう、次のとおり推薦基準を設定する。

1 選任にあたっての一般方針について

(1) 主任児童委員の改選は、主任児童委員の適任者を確保することを大きな主眼として行われるものであることから、以下に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい人を推薦すること。

(2) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また、次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる人を選出すること。

ア 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した人、または、里親として児童養育の経験がある人

イ 学校等の教員の経験を有する人

ウ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する人

エ 子ども会活動、少年スポーツ活動、青少年補導活動、青少年指導活動等の活動実績を有する人

(3) その他

ア 担当区域に在住し、地域の実情に精通している人

イ 地域住民のキーステーションとなるため、常時連絡ができる状態にある人

ウ 再任者については、主任児童委員として資質向上及び活動実績が十分であること。具体的には、協議会や研修会への出席及び各種報告書の提出が50%以上の人

エ 女性の積極的な登用に努め、少なくとも主任児童委員の定数が複数となる民生委員協議会にあっては、その半数は女性となるよう努めること

2 年齢等について

(1) 新任は、原則として30歳以上(委嘱日以前)60歳未満(委嘱日以後)の人

(2) 再任の場合は、65歳未満(委嘱日以後)の人

3 主任児童委員の適格要件

民生委員法第6条に基づき、本市の議会の議員の選挙権を有する人とする。

4 内申について

(1) 各地区の主要な団体(地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、青少年育成推進協議会等)は、主任児童委員候補者の選出に対して、必要に応じて協力する。

(2) 各地区の主任児童委員は、当該区域のまちぢから協議会会長又は自治会連合会会長の名をもって内申をお願いする。

(3) 主任児童委員の選出にあたっては、複数となる地域にあっては、地域的偏在が生じないように留意する。